平成２２年（フ）第１４８号
広島県三原市高坂町真良830番地19
債務者　沼田　伸幸
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
徳島県美馬市脇町字拝原1226番地６　坪井アパート３号
債務者　髙田せい子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１０２８号
北九州市小倉北区井堀１丁目２番62―405号
債務者　入口　禮子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０６１号
北九州市小倉南区徳力１丁目25番36号　広徳荘
債務者　久保　政幸
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９３号
北九州市小倉南区志徳２丁目１番43―401号
債務者　谷口　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１６号
北九州市若松区中畑町20番10号
債務者　伊藤裕美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２号
佐賀県唐津市八幡町790番地１
債務者　田口喜美子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５８５号
大分市望みが丘６番地の９
債務者　池永　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９３号
大分県津久見市大字上青江4923番地の１
債務者　衛藤弥栄美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９９号
大分県臼杵市大字井村2052番地の４
債務者　上野　清一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５号
宮崎市丸山２丁目115番地１　プレタメゾン丸山201号
債務者　山﨑　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９６号
宮崎市大工２丁目177番地１　グランピアマンション大橋南904号
債務者　山﨑英太郎
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２６号
宮崎県都城市菖蒲原町14街区３の１号
債務者　長﨑　康博
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２３２号
宮崎県都城市高城町穂満坊3135番地３
債務者　馬場さおり
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５８０号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目７番12号
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
鹿児島県熊毛郡中種子町坂井2364番地
債務者　提　ひろみ
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
鹿児島県肝属郡肝付町富山1635番地９
債務者　乾　　博明
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係